○厚生労働省令第百六号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関

する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 (昭和三十六年厚生省令第

号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第三 (第二百四条関係)	別表第三 (第二百四条関係)
₩ ₩	#
有機薬品及びその製剤	有機薬品及びその製剤
~ 6川十 (と)	~ 6川十 (盤)
一の三十二 エボカルセト及びその製剤。ただし、一個中エボ	(
カルセトとして四 昭以下を含有するものを除く。	
<u> ら川十川〜 ら川十円</u> (磊)	011 +1 ~ 011 +国 (器)
1 ~カら川十 (とと)	1 ~カの川十一 (器)
(霊ゆ)	<u> 中の三十二 </u>
	(ナレダフソー ーイガ) エチガ] アミノ プロシジソー
	―イル]フェニル 酢酸(別名エボカルセト)及びその製剤
	。ただし、一個中二― (四― [(三3) ―三― ([(一R)
	―一 (ナフタフン―一―イル) エチル] アミノ} ピロリジ
	ン―一―イル]フェニル 酢酸として二 鴫以下を合有する
	ものか深く。
<〜十九 (と)	ベ~十七 (略)
<u>輕</u>	<u> </u>
有機薬品及びその製剤	有機薬品及びその製剤
~十川6十回 (盤)	~十川6十回 (と)
十三の十五 エボカルセトの製剤であって、一個中エボカルセ	(整設)
トとして四 昭以下を含有するもの	
<u> 十川6十代~十川6川十百</u> (と)	<u> 十川6十円~十川6川十川</u> (と)
十四~六十九の六 (略)	十四~六十九の六 (略)
(三心)	$\overline{\text{化十七の九}}$ $\overline{\text{II}}$ $\overline{\text{EI}[(\text{II})\infty)}$ $\overline{\text{-III}}$ $\overline{\text{II}}$
	(ナレダフソー ― イバ) エチバ] アミノ プロシジソー
	―イル]フェニル〉酢酸(別名エボカルセト)の製剤であっ
	▽ 恒中 -

	ナレダフソーーーイイ) エチイ] アミノ プロシジソーー
	イル フェニル 酢酸として 二昭以下を含有するもの
<u> </u>	<u> </u>
カナ~ 加 十 () () () () () () () () () (カナ~ 加 十 () () () () () () () () () (

附

則

この省令は、公布の日から施行する。